

## 事業報告書の公表に関する規則

### (目的)

**第1条** この規則は、正会員の事業に関する報告書（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（次条において「金サ法」という。）第34条第2項に規定する書類をいう。以下「報告書」という。）の公表義務及びその方法を定めることにより、正会員の業務の透明性を高め、もって金融サービスの提供を受ける顧客の保護に資することを目的とする。

### (インターネットを利用した公表の方法)

**第2条** 正会員は、報告書を作成したときは、金サ法第34条第2項に定めるところにより縦覧に供している又は公表しているかにかかわらず、速やかに次の各号に定めるいずれかの方法により、当該報告書を公表しなければならない。

(1) 報告書を自社のホームページに掲載する方法その他のインターネットを利用した方法（顧客が常に容易に閲覧することができる方法に限る。）

(2) 報告書を本協会のホームページに掲載することを本協会に依頼する方法

**2** 本協会は、前項第2号により正会員から依頼を受けた報告書を本協会のホームページに掲載するとともに、前項第1号により公表している報告書について、本協会のホームページを経由して閲覧できるようにするための措置を講じなければならない。

### 附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、令和6年7月1日から施行する。